

道の駅西条のん太の酒蔵 直売所出荷者募集要項

1. 目的

令和4年7月に「道の駅西条のん太の酒蔵」がオープンします。
東広島市の地域振興・地産地消を共に目指す仲間として、地元生産者・加工業者の方々に直売所へ農林水産物または加工品の出荷をしていただける方(直売所出荷者会の会員)を募集します。

2. 出荷者会について

(1)出荷者会

道の駅のん太の酒蔵へ出荷するには出荷者会への入会が必要です。

この出荷者会は、地域の特色を活かした農林水産物や加工品、商業者が製造する商品等の道の駅への安定供給を目的とした出荷者の集まりです。

(2)出荷者の条件

- ・ 出荷者会の会員であること
- ・ 東広島市或いは広島県内に居住し、自ら生産、加工、製造或いは販売している者
- ・ 加工品又は商業者が製造する商品以外の農産物を出荷する会員は、原則として市町農業委員会の農業台帳に記載されている農家及びその世帯構成員
- ・ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等）に該当しない者
- ・ 公序良俗に反しない、法令を遵守できる者
- ・ 生産履歴の記帳等を履行することができる者
- ・ 毎年1回出荷計画表の提出ができる者

(3)入会金、会費

- ： ・ 入会金 なし
・ 年会費 ① 東広島市居住者 2,000 円
② 東広島市以外の居住者 3,000 円

3. 出荷規程について

(1)販売手数料等

①販売手数料

項目	内容	販売手数料
農林水産物	野菜、果物、米、花など	販売価格の 18%
加工食品等	農林水産加工品、菓子、惣菜など	販売価格の 25%
工芸品等	陶器、民芸品、各種雑貨など	販売価格の 25%

②ラベル代 (POS レジ用ラベルシール)

- ・ ラベル代は1枚1円とし、販売代金から差し引きます。
- ・ ラベル代は、ラベル発行機で出荷者が発行した枚数とします。

※JA 広島中央集荷場でラベルを貼る場合は商品1点につき2円となります。

(2)施設利用

①販売管理

出荷された商品は、販売委託されたものとし、消費税を含むバーコード表示価格(内税式)で販売します。販売実績は POS レジで管理し、出荷者ごとに集計します。

②納品および引き取り時間

8 時 00 分 ～ 20 時 30 分 ※営業時間中も、随時納品できます。

※前回納品分の余剰品の引き取りもできます。

③販売価格の設定

- ・販売価格は、出荷者が自由に設定できるものとしますが、市場価格や他の類似商品の価格と著しく均衡を欠く時は、運営団体が価格の調整ができるものとします。
- ・売価設定は、最低価格を 100 円（税込）とし、価格は 10 円単位で設定してください。

④納品・陳列方法

- ・搬入時間内に出荷者が持ち込み、指定場所に自ら陳列してください。
- ・出荷の際に検品は行わないものとし、出荷者の責任で商品搬入、包装、バーコードラベルによる価格表示を行い、売場に陳列してください。
- ・出荷品目、出荷量は出荷者の裁量としますが、過剰出荷が予想される場合陳列スペースの都合により、1 出荷者あたりの出荷量を運営団体が制限することができるものとします。

⑤品質管理

- ・出荷者は陳列期間の基準に沿った確認・回収を行っていただきますが、品質上問題がある場合は、現場担当者の判断により陳列期間内であっても撤去します。

⑥情報提供

- ・販売情報は、メールにて希望するアドレスに 1 日に 2 回配信します。

⑦代金精算

- ・毎月月末締めとし、翌月 10 日に指定の JA 口座に「販売手数料」、「バーコード・ラベラー代」、「振込手数料」を引いた金額を入金します。休日の場合、金融機関の翌営業日とします。

⑧陳列期間、撤去基準

- ・陳列は納品した際に、出荷者が指定の区域に陳列するものとします。
青果物の陳列期間は、原則として以下の基準とします。

区分	目安期間
葉物	2 日以内
根菜類	4 日以内
その他青果物	現場担当者の判断による

※値引きは陳列期間を基準とし、原則として最大半額を限度に現場担当者が判断します。

※加工品等の陳列期間は、賞味期限等を基準として現場担当者が判断します。

- ・撤去については、原則として以下の基準に沿って行います。ただし見た目の変化や傷み具合が著しいと思われる場合は、陳列期間内であっても現場担当者の判断にて撤去します。

区分	目安期間
葉物	3 日目以降
根菜類	5 日目以降
その他青果物	現場担当者の判断による

※加工品等の陳列期間は、賞味期限等を基準として現場担当者が判断します。

- ・撤去したものについては、「道の駅内のテナントの引き取りによる提供食材への転用」または「食品工場での引き取りによる加工品への転用」を行います。

※転用ができなかったものは処分させていただきます。

⑨撤去した商品の転用基準

出荷者が回収できない撤去商品を、テナントおよび食品工場での引き取りによって転用する時は、以下の基準に沿って行います。

- ・原則として、無償での引き取りとします。
- ・ただしテナントおよび食品工場と個別に合意した場合は、その内容に沿って対応します。

⑩クレーム対応

販売した農林水産物等の事故及びクレーム対応は、次のとおりとします。

- ・購入者からのクレームについては、指定管理者が対応することを原則とします。
ただし、出荷者に明らかな原因がある場合には、指定管理者は出荷者及び出荷者会に再発防止を求めます。
- ・販売品の事故等により、費用請求があった場合は、指定管理者は出荷者会と協議し、速やかに対応します。ただし、明らかに出荷者に事故原因があると判断される場合は、当該出荷者にその負担を求めます。

⑪集出荷について

- ・原則として直接施設に納品することを前提としていますが、集出荷を希望される場合は、JA 広島中央の集荷場に出荷してください。

販売手数料とは別に集荷手数料として売上の3%を徴収します。

※JA 広島中央のラベルを使用してください。加工品は集出荷の対象外です。

(3)出荷品目

- ・適正な品質と安全性を備えた農林水産物等又は加工品、工芸品とし、不良品等は不可とします。
- ・原則として自ら生産する農林水産物等又は自ら加工・製造または販売する加工品や工芸品とします。
- ・食品衛生法その他関連法令に基づく適正な生産、出荷方法を遵守し、また「製造物責任法 (PL 法)」に対する対応は、製造者・出荷者が自らの責任において保険加入等の対応を行っていただきます。

4. 申込み方法

(1) 提出するもの : **出荷者会申込書、出荷計画表**

(2) 申し込み方法 : 郵送、メールまたは FAX

〒739-0041 東広島市西条町寺家 10020-43

TEL : 082-493-8131 FAX : 082-493-8132

Mail: nonta@midori-gr.com

(株)第一ビルサービス 道の駅西条のん太の酒蔵 出荷者募集係